

(京田辺市)

## 祖父母がきょうだいを保育する申立書

(あて先) 京田辺市長

この度、第\_\_\_\_子\_\_\_\_\_の保育の認定(施設への入所を含む)  
を申請 / 継続するにあたり、保護者が就労に従事している時間は、第\_\_\_\_子  
である\_\_\_\_\_については、(祖父・祖母)である\_\_\_\_\_  
が保育をしています。

しかし、(祖父・祖母)は高齢のため、\_\_\_\_\_以外の保育は  
困難な状況であることを申し立てます。

令和 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

申立人 \_\_\_\_\_

### 確 認 欄

上記の状態であることを確認しました。

令和 年 月 日

民生委員・児童委員 \_\_\_\_\_ 